消費貸借 7

弁護士 小原 路絵

第1 諾成的消費貸借の追加(新法587条の2・新設)

新法は、要物的消費貸借(新法587条)と諾成的消費 貸借(新法587条の2)の二本立てとした。

ただし、諾成的消費貸借については書面によること とされた(電磁的記録を含む。)。

ここにおける書面には、貸主の貸す意思と、借主の 借りる意思の双方が書面に現れていることが必要とな る(書面による保証契約の場合は、保証人の債務負担 意思のみ)。

また、諾成的消費貸借で、借主は、金銭を受領する までは解除できることとされた。これは、契約締結後 においても、金銭受領前であれば、借主に受領義務が ないことが明確にされたと言える。ただし、この金銭 受領前の解除により、貸主に損害が生じた場合、借主 は損害賠償義務を負う。

第2 準消費貸借

書面によらない諾成的契約である。旧法588条の「消 費貸借によらないで」という文言を削除することで、 消費貸借を目的とする債務を対象とする準消費貸借を 認める判例法理(大判大正2年1月24日民録19揖11頁)と 整合させた。

第3 消費貸借の予約(旧法589条削除)

要物契約としての消費貸借の予約は、貸主に貸す義 務を負わせるものであったが、諾成的消費貸借でこの 目的を達することができるため、削除された。

第4 貸主の引渡義務等(新法590条・改正)

新法589条が、消費貸借が、特約で利息を付すこと ができると、原則無利息であることを定め、新法590 条1項が、無利息の消費貸借について、無償契約の共 通性から新法551条 (贈与者の引渡義務等)を準用する ことを定めた。

新法590条2項は、利息付き・無利息の両方につい て、契約不適合な目的物の借主の価額償還を認めた。

旧法590条1項の利息付き消費貸借の貸主の瑕疵担保 責任(代替物引渡義務と損害賠償義務)については、有

償契約の売買の規定が準用されるため、旧法の同規定 は削除された。

期限前償還(新法591条3項・新設) 第5

返還時期を定めた消費貸借において、借主による期 限前返還で貸主が損害を被った場合の損害賠償請求権 を定めた。